

自動車等による業務上過失傷害事件等に係る司法警察員捜査書類基本書式例の特例の制定について（通達）（概要）

〔 平成17年11月28日交指甲達第86号
警察本部長から部課署長あて 〕

対号 平成14年12月19日付け交指甲達第102号「交通事故事件捜査書類の特例書式の運用について」（通達）

近時の自動車等による業務上過失傷害等事件の増加傾向を踏まえ、事故当事者の負担軽減及び捜査書類作成の一層の合理化を推進するため、別添のとおり平成17年11月25日付け金地企第275号金沢地方検察庁検事正の一般的指示により、簡約特例書式が自転車運転及び自動車等のドア開放に起因する交通事故に関する（重）過失傷害事件についても適用されるとともに、その書式の一部が改正され平成17年12月1日から実施されることとなったから、部下職員に周知徹底し事務処理上誤りのないようされたい。

なお、本通達の実施に当たっては別途運用通達（交指甲達第87号）を発する。

対号は平成17年11月30日をもって廃止する。

以下 略